

「臨時休業の措置等」の基準について

令和8年5月28日

【臨時休業等の判断基準】

当日の午前6時時点において、三次市に次の警報等が発令中であること。

- | | | |
|---|---|-----------------|
| (1) 全ての特別警報（レベル5相当情報）
及び危険警報（レベル4相当情報） | … | 臨時休業 |
| (2) 氾濫警報（レベル3相当情報） | … | 臨時休業 |
| (3) 大雨警報（レベル3相当情報） | … | 臨時休業 |
| (4) 暴風警報 | … | 臨時休業 |
| (5) 土砂災害警報（レベル3相当情報） | … | 臨時休業 |
| (6) 大雪警報 | … | 校長の状況判断により、臨時休業 |

※上記の基準は三次市教育委員会の基準に基づいて定めています。

【留意事項】

- ・臨時休業等の措置を講じる場合には、tetoruにより連絡します。
- ・午前6時以降に警報が発令された場合に、すでに登校をしている生徒は、学校で待機します。生徒が自宅にいる場合は、そのまま自宅で待機させてください。
- ・登校後で安全確保のため状況に応じて途中で授業を打ち切り、下校の判断をすることがあります。

【土・日・祝の部活動中止について】

- ・原則として、午前6時時点において、三次市にいずれか一つでも警報が発令されている場合は、部活動を中止とします。
- ・部活動中止の措置を講じる場合には、各部より連絡します。
- ・登校後で、安全確保のため、状況に応じて途中で活動を打ち切り、下校の判断をすることがあります。
- ・中体連等の大会の場合の判断は、主催団体の判断基準に従います。